

重大事態への対応マニュアル（阿南市立 椿町中学校）

★いじめ事案発生★

(1) 組織員の構成

①既存の学校いじめ対策組織

調査組織の構成：（校長，教頭，生徒指導主事，人権教育主事，各学年主任，養護教諭，該当学級担任）

②外部人材を加えた組織 ※①の組織に加える人材のみ記載

調査組織の構成：（阿南市青少年健全育センターいじめ対策チーム，スクールカウンセラー，学校評議委員，南部女性子どもセンター）

(2) マスコミへの対応

窓口の一本化と正確な情報と丁寧な対応（対応者：教頭）

I 重大事態の発生（疑いを含む）

・現場での事態の対応

- ① 校長が状況を判断し，対応方針を指示
- ② 警察連絡（犯罪行為や入院が必要な事故）
- ③ 必要に応じて救急車の要請

・緊急対応チームの編成（迅速に，組織的に，見落としがなく対応）

- ① 被害者からの事情聴取と支援担当（学級担任・生徒指導主事）
- ② 加害者からの事情聴取と指導担当（学級担任・生徒指導主事）
- ③ 周囲の生徒と全体への指導担当（学年主任・生徒指導主事）
- ④ 保護者への対応担当（学級担任・生徒指導主事・教頭）
- ⑤ 関係諸機関への対応担当（教頭）
- ⑥ マスコミ対応担当（校長）

II 所管教育委員会に報告する（学校又は学校設置者のどちらが主体になるかを判断）

・5W1Hで報告

III 重大事態の調査組織を設置する（学校が調査の主体になった場合）

- ・公平性，中立性が確保された組織が，客観的な事実確認を行う。
- ・被害児童生徒，保護者に調査等の事前説明を行う。
- ・①又は②のどちらが調査の主体となるかを決定する。
 - ① 既存の学校いじめ対策組織に適切な専門家を加えた調査組織
 - ② 調査を行うための第三者組織（スクールカウンセラー，学校評議委員，教育委員）

IV 被害児童生徒・保護者への調査方針の説明や情報提供を行う

- ・調査前に被害児童生徒，保護者に①から⑥を説明をする。
- ・被害児童生徒，保護者に寄り添った対応を第一とする。
- ・加害児童生徒，保護者にいじめの事実関係についての調査結果の説明を行う。
 - ① 調査の目的・目標（事案の全容解明，当該事態への対処，同種の事態の発生防止）
 - ② 調査主体（専門性，公平・中立性）
 - ③ 調査時期・期間（スケジュール，定期報告）
 - ④ 調査項目（どの事項，どの対象）
 - ⑤ 調査方法（アンケート調査の様式，聞き取りの方法，手順）
 - ⑥ 調査結果の提供（内容の説明，個人情報保護条例，被害者側の同意）

V 調査組織で、事実関係を明確にする調査を実施する

- ・ いじめの事実関係を明確にする。(因果関係の特定でなく客観的な事実関係を調査)
- ・ 学校で実施した調査の再分析や新たな調査を実施する。(文科省「背景調査の指針(改訂版)」を参照)
 - ① 文書情報の整理
 - ② アンケート調査の実施(詳細調査の実施P17)
 - ③ 聞き取り調査の実施(詳細調査の実施P18) → 時系列にまとめて分析する。
 - ④ 情報の整理(詳細調査の実施P19)

VI 調査結果を所管教育委員会に報告する

- ・ 正確に、簡潔に、明瞭に、時系列にそって、レイアウトの工夫。

VII 調査結果を基に必要な措置を講ずる

- ・ 被害児童生徒に対して、事情や心情を聴取し、状況に応じて継続的にケアを行う。
- ・ 被害児童生徒が不登校になっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援活動を行う。
- ・ 再発防止策を検討する。(詳細調査の実施P20)
- ・ 報告書の取りまとめをする。(詳細調査の実施P20)